

令和元年6月20日現在

機関番号：11601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K07893

研究課題名(和文) 集落域を超えた新たな農村コミュニティが旧村単位の農業法人の形成に果たす役割

研究課題名(英文) The Role of New Rural Communities beyond the Community Area to Form Agricultural Cooperation Based on Former Village Unit

研究代表者

荒井 聡 (ARAI, Satoshi)

福島大学・農学系教育研究組織設置準備室・教授

研究者番号：90212589

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：集落営農が内包する2つの組織機能(土地利用調整機能、農作業等の協同化機能)について、個々に分析的に考察し、集落営農から旧村営農への移行論理を明確化した。集落の領域を超えて旧村領域まで展開している営農組織は、旧村領域でネットワーク型でのアイデンティティが形成されていることを実証した。

そうしたネットワーク型の新たな農村コミュニティの形成には、地域組織の果たす役割が大きいことを明らかにした。特に農協組織が、旧村(あるいはJA支店、小学校区)を単位とした広域的な集落営農作りに取り組むことがより効果的であることを示した。これにより旧村単位での効率的かつ高度の農地利用が実現されていることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

担い手が不足する地域にあっても自治組織や農協等の協同活動により、集落営農組織が形成されることで地域農業の維持・管理体制が強化され、それがネットワーク型で旧村領域まで展開することで青年就農につながることを明らかにした。集落営農を基礎で支える農村コミュニティと、集落間ネットワークの構築が、旧村型営農組織の形成にとり重要であることを明確にした。従来のムラ視点から村視点への農業構造政策の展開により、競争力のある土地利用型農業経営体育成にも参考となる情報提供をしている。

集落営農が集落の領域を越え、旧村領域にまで展開する論理を定式化したことは、これまでの集落営農研究に新たな地平を切り拓いたといえる。

研究成果の概要(英文)：The transition logic from community-based farm cooperatives to former village based farming was clarified, through considering two organizational functions that community-based farm cooperatives involves (Land use adjustment function, Cooperative function such as agricultural work). And, it was demonstrated that the farming organization expanding beyond the community area to the former village area has formed a network-type identity in the former village area.

It was clarified that the regional organization plays an important role in the formation of such a new network-type rural community. In particular, it has been shown that it is more effective for the agricultural cooperative organization to work on the creation of community-based farm cooperatives with the former village (or JA branch, elementary school district) as a unit. As a result, it was confirmed that efficient and advanced farmland use was realized in the former village unit.

研究分野：農業経済学

キーワード：集落営農 農村コミュニティ 旧村領域 農業法人

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

米価の長期的低下傾向を背景に担い手不在地域が広がりを見せ、水田経営所得安定対策などの政策展開もあり、集落営農が急速に育成されてきた。これにともない、担い手としての集落営農の特性などに関する研究成果が多く発表されてきた。「社会的協同」、「農村コミュニティ」、「農山村ビジネス」、「地域農場制」などの視点から、集落営農の優れた機能と展開論理などについて解明している。数多くの集落営農の先行研究により、地域農業の再構成主体の一つとして集落営農が位置づけられ、また集落の領域を超える集落営農の連携も地域ごとにバリエーションを伴いながら進んでいることが明らかにされてきた。

しかし、経年と共に、集落営農の中心的な担い手の高齢化が進み、他方、新たな担い手の補充もままならず、その経営継承が困難となってきたところがあるのできている。隣接する地域に法人等の担い手がある場合は、これら法人等が集落営農の経営をそのまま引き継いできている。しかし、多くの地域ではこうした法人等が存在していないため、集落営農の組織統合を通じて、旧村ないし農協支店のエリアを単位とした新たな営農組織を立ち上げて対応してきている。「人・農地プラン」の作成単位も旧村・JA支店が多く、その作成エリアで中心的な担い手が一つに絞り込まれているところもでてきている。規制改革措置にともない競争力強化のためにも、集落を単位とした地域農業の組織化の重要性が益々増している。他方、規模の制約などから、単一集落のみでの担い手の確保、6次産業の展開などに限界があることが明らかになってきている。

こうしたなかで、荒井は地域農業の持続的発展という視点から、集落を基礎とした土地利用型農業の担い手の存在形態に関する研究を進めてきた。集落機能を活用して安定的に担い手を継承するシステムとしての集落営農の役割について実証してきた。これらの研究成果のなかで、集落の領域を超えて複数集落から旧村・農協支店での連携のなかで、新たな協同が広がり、中心的な担い手を確保して集落営農の法人化に至る傾向を明らかにした。また、集落営農での主たる従事者が集落の領域を超えて農協支店を領域として確保されるケースを、規模の経済による経営の論理がムラの論理を凌駕する過程としてとらえた。そして最新の実証例で「人・農地プラン」での話し合い活動の単位の多くが農協支店にあり、ここを単位とするコミュニティ機能の再編効果について明らかにしてきた。

2. 研究の目的

集落営農が内包する2つの組織機能、すなわち、土地利用調整機能、農作業等の協同化機能のうち、農作業等の協同化機能に着目し、規模の経済の作用により、それが集落の領域を超えてつつあることを実証に基づき明らかにする。これは、農業生産技術の高度化、合理的な輪作体系の確立による水田の汎用化・高度利用に対応したものであることを農業技術論的に明らかにする。

他方で、これら協同して行われる農作業等の中心的な担い手を単一集落で確保することは、年々、困難になっていること、すなわち20ha規模では専門的な担い手は確保できず、兼業農家中心で対応せざるを得ないことを明らかにする。これに対し、複数集落で構成される集落営農の規模は専門的な担い手を配置するに十分な規模をもっており、集落を越えた領域で組織的な対応が行われてきていることを明らかにする。もって産業としての農業の競争力のある担い手、農業法人形成の条件を明らかにする。

また、6次産業をはじめとした農業関連産業の適正事業規模は集落の領域を超え、大字単位・農協支店単位とするものが次第に増加してきていることを明らかにする。それを、現在取り組まれている「人・農地プラン」での話し合い活動の多くが、農協支店を単位として行われていることなどからも裏付ける。そこにおける地域農業の担い手像は、集落の領域を超えて、旧村・農協支店を単位として複数集落にまたがりプランニングされていることを明らかにする。

こうした集落の領域を超えた旧村営農の展開について、農業地域類型毎の特徴を明らかにする。すなわち、平地農村地帯においては、集落営農の担い手が高齢化した場合、近隣の法人組織等が集落営農を編入し、旧村を単位とした新たな組織形成が行われていることを明らかにする。また、中山間地域においては、いくつかの集落営農により連携組織が重畳的な協同関係を広げている状況や、高齢者買い物支援などの地域貢献活動にまで広がりを見せている状況を明らかにする。担い手不在地域における地域内発的な地域農地管理システムが新たに形成されていることを実証する。そして、これらの地域において、最近では、集落営農が多様に展開しており、その基礎には自治組織や農協基礎組織の下支え機能があることを明らかにする。

3. 研究の方法

集落営農に関する研究成果を、集落営農の二つの機能（土地利用調整、農作業等の協同）という視点から再検討し、旧村を単位とする農業法事の存立条件を明らかにする。そして集落営農の類型（「オペレーター型」、「ぐるみ型」）と階梯論の整理をふまえ、特に担い手不在地域に多い「ぐるみ型」集落営農が集落の領域を超えて組織統合する傾向があることを明確化する。

また、対象とする広域的な営農組織が立地する地域の特性を明確化するために、農業センサス、集落営農調査結果、「人・農地プラン」策定結果の総合的分析を行い、集落営農が旧村営農へと展開する論理を明確化する。また、集落営農を支える農協組織の協同機能の動態について明らかにする。集落を越えて農協支店単位での「人・農地プラン」に呼応した集落営農によ

る担い手確保の取り組み等の性格について明確化する。これにより、地域自治組織、農協事業の総合的なあり方、そこで培われる地域での協同性などについて、集落営農と自治組織・農協支店機能との関係性において実証研究により明確化する。

対象とする地域は、土地利用型農業の担い手に占める集落営農の割合が高く、「集落営農地帯」の一角を構成する岐阜県を中心とする。関連して、福島県、福井県等からも典型事例を抽出し、実証研究を実施する。また西日本の事例として熊本県の事例も参考とする。岐阜県、福井県、福島県の平地農村、都市的地域、中山間地域から2組織程度の広域的な営農組織を抽出し、計6つ程度の広域的な地域農場システムの体系的な組織調査を実施する。

4. 研究成果

まず集落営農による地域水田農業のカバー率が高く、また旧村を単位とする営農組織が発達している岐阜県海津市（平地農村）を主たる対象として分析を進めた。個別経営の動態との関連で法人形成メカニズムを明らかにし、旧村を単位とした協同機能は小学校区を単位としていることを確認した。関係機関、組織役員へのインタビュー、資料収集を行い、集落営農への経営アンケート調査を実施した。あわせて集落営農実態調査結果、同活動調査結果、2015年農業センサスなどの統計を分析し、農業法人が集落の領域を超えて広がるメカニズムを考察した。

これらをふまえ、荒井・学会報告2016、雑誌論文2017において、次の諸点を明らかにした。第一に、岐阜県の平地農村では集落営農が水田農業の主たる担い手となり高い農地集積率を達成し、しかも経年と共に集落営農への参加率が高まり、また組織の解散・統合による再編が進んでおり、法人化がそれを促進した。第二に、小規模集落営農が中規模集落営農に統合されている。第三に、こうした組織経営体への集積の進展の結果、地域での標準的とされる経営規模も拡大し、そこでの収益が地代形成の基礎となってくる。

加えて、旧村単位で農業法人が形成されてきている地域(岐阜県加茂郡白川町、同大垣市、同揖斐郡揖斐川町、福井県福井市、宮崎県都城市、熊本県菊池郡大津町)において、関連機関及び農業法人への聞き取り調査を実施し、及び福島県での広域的な営農組織の情報収集を行い比較研究した。

第2に、これらの成果をふまえ、筑波書房より、荒井聡・図書2017を表した。ここにおいては以下の諸点を明らかにした。すなわち米政策改革以降、岐阜県の水田農業において集落営農は担い手として重要度を高めてきている。組織形態も共同利用、受託型から順次協業型へ進んで経営体としての内実を高めている。特に、平地農村ではそれが顕著である。政策がそれを加速している。集落・地域の特性に応じた営農組織が形成されている。中間管理作業も含めて個人が組織を支えている。しかし、集落機能の弛緩などにより次第に組織から個人参加が後退する傾向があることも否定できない。集落機能の再生、コミュニティ再生と連動して、大小を問わず、新たな集落営農の組織化も進んでいる。集落営農の再編、農業構造の再編は、個人を尊重するコミュニティの再編と並行して進められれば、下からの農業構造改革となりえる。水田農業の担い手としての集落営農の役割はその延長上にとらえられるべきである。

第3に、熊本県菊池郡大津町において実施した関連機関及び農業法人への聞き取り調査結果をもとに、広域的な営農組織の形成条件について分析を行い、荒井・学会報告2017の発表を行った。担い手確保、集落機能維持、機械の共同利用によるコスト低減が組織の目的である。地域農地の維持を図る目的から、JA、町が共同出資者となっている。JAによる提起から組織された。集落の代表者からなる組織が新たなコミュニティを形成している。作業計画は本社が、作業は集落が行い、集落域を超えた作付調整・作業調整が行われている。いわば集落営農の「2階部分」の統合体として機能している。これにより効率的作業・低コストが図られ、戦略作物助成金などの支援も受け十分な所得が確保されている。加えて若手雇用によるインキュベーター機能も有しており、完全小作地経営、園芸作による周年就業が図られている。コミュニティ再構築による新しい営農組織形態が形成されている。「これまでに集落に受け継がれてきた自然・環境・文化・伝統を荒らすことなく次代へとつなぎ、町の農村・集落を守る」ことを使命とする地域営農法人（地域コミュニティ型経営モデル）としての役割を果たしているといえよう。荒井聡・学会報告2017年の概要は、『食農資源経済論文集』第69巻第1号(2018年)に収録されている。ここにおいてコミュニティ再構築による新しい営農組織形態である地域営農法人の形成条件が解明されている。

第4に、東日本地域の典型例として福島県会津坂下町の事例を対象として広域的な地域内連携システムについて調査を実施した。これと並行し、東日本大震災の被災地での新たな農村コミュニティの形成状況についても調査した。また早くから集落の領域を超えて旧村単位で集落営農法人が形成された岐阜県海津市での追加調査(旧F村、F法人)を実施し、そこでの農村コミュニティの形成状況について調査した。これらの研究成果をふまえ、荒井・図書2018を執筆し、農業法人の形成状況を明確化した。さらに、複数の集落営農組織の再編・統合により旧村領域での営農組織の形成が進んだ岐阜県中山間地域のネットワーク型農業法人がある海津市、白川町などの集落営農取り組みについて、荒井・雑誌論文2019に発表した。

ここにおいては、下記のこと明らかにされた。まず平地農村地域では、品目横断的経営安定対策が実施されるまでは、集落営農の多くは個別経営を補完する機能に留まっていた。そのためこの地域の個別農家数の減少率は比較的小さかった。ところがこの政策は、支援の対象となる集落営農に経理の一元化や法人化を要件とすることにより、個別経営を包摂してしまう性

格も内包していた。こうした経営の内実を有する集落営農に参画する農家は、農業統計上は農家とみなされなくなる。そこで同市においては農家戸数が農業統計上は激減することになる。しかしながら、農地の分散は解消され、稲作の本田生産作業は組織の中心的な担い手により担われることで生産は高位安定し、農地の高度利用も図られ、水田農業生産システムは高度化した。しかも、将来的には小学校区を単位とするさらに効率的な営農システムの構築が目指されている。また中山間地域での集落では、集落営農サポート活動の単位が概ね大字の領域で行われ、集落の領域を越えた営農の組織化が進められ、集落農業の維持体制が作られた。

第5に、これらの研究成果は、関連学会等で収集した最新研究成果の情報もふまえて、福島大学食農講座、福島大学オープンキャンパス、福島県稲作経営者会議大会、福島県農協大会、福島県農協農業新聞大会、福島県集落営農研修会などでの講演、アウトリーチ活動により社会に還元されている。

また、本基金の成果も収録して2017年に筑波書房から刊行した荒井聡『米政策改革による水田農業の変貌と集落営農 兼業農業地帯・岐阜からのアプローチ』は、2017年度食農資源経済学会学術賞を受賞した。

このように本研究は、主として実証研究により、集落営農が内包する2つの組織機能（土地利用調整機能、農作業等の協同化機能）について、個々に分析的に考察することにより、集落営農から旧村営農への移行論理を明確化した。熊本県、宮崎県、福井県、岐阜県、福島県の旧村領域まで展開している営農組織の6事例の分析より集落の領域を超えた営農組織は、旧村領域でネットワーク型でのアイデンティティ形成と連動していることを実証した。従来のムラ視点から村視点への農業構造政策の展開により、競争力のある土地利用型農業経営体育成にも参考となる情報提供をしている。

そうしたネットワーク型の新たな農村コミュニティの形成には、地域組織の果たす役割が大きいことを明らかにした。特に農協組織が、旧村（あるいはJA支店、小学校区）を単位とした広域的な集落営農作りに取り組むことがより効果的であることを示した。担い手が不足する地域であっても自治組織や農協等の協同活動により、集落営農組織が形成され、それがネットワーク型で旧村領域まで展開することで、地域農業の維持・管理体制が強化されることを明らかにした。集落営農を基礎で支える農村コミュニティのあり方を総合的に研究し、それを基礎で支える農協の協同機能の維持が、特に、担い手不足地域においては重要であることを明確にした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

荒井聡、農業経済学と地域、地域志向研究、VOL.3、14-20、2019年(査読無)。

荒井聡、主要水田地帯における農業構造の変動とその行方農業問題研究 第48巻1号(通巻78号)、1-8、2017年(査読有)。

〔学会発表〕(計2件)

荒井聡 新たな農村コミュニティが旧村領域の農業法人の形成に果たす役割 - 熊本県N法人の事例を中心に - 食農資源経済学会2017年度研究報告、2017年10月1日、佐賀大学(佐賀市)

荒井聡「集落営農における地代と労賃の衝突と法人化 - 岐阜県平地農村地帯の事例分析 - 」農業問題研究学会2016年度秋季大会個別報告(2016年11月3日・東京農業大学)

〔図書〕(計2件)

荒井聡「農地制度と土地利用」(藤田武弘・内藤重之・細野賢治・岸上光克編著『現代の食料・農業・農村を考える』第7章 pp.96-109、ミネルヴァ書房、2018年所収)

荒井聡 『米政策改革による水田農業の変貌と集落営農 兼業農業地帯・岐阜からのアプローチ』(2017年 +309頁)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。